

倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下において同じ。）の感染拡大に伴う観光需要の低迷、営業自粛等により、特に影響を受ける市内事業者（その本店若しくは主たる事業所が市内に存する事業者又は支店若しくは主たる事業所以外の事業所が市内に存する事業者であって、市内に勤務する従業員が全従業員の2分の1以上若しくは100名以上であるものをいう。以下同じ。）における感染症対策に配慮した店舗づくり等の事業継続に資する取組みを支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 市内に存在する事業を営む施設・場所をいう。
- (2) 従業員等 店舗の経営者、従業員、納品業者等の店舗内における最終消費者以外の人をいう。

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条の交付目的を達成するため、店舗内で実施する感染蔓延期から収束期までの間において経営継続に資する各種事業（次項各号に掲げるものを除く。以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 主として、従業員等の感染対策に資する事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大につながるおそれがある事業
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

3 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業に要する同表の第2欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 賃貸借契約書の写し(店舗が賃貸物件の場合に限る。)

- (2) 補助事業の内容が分かるもの(図面、写真等)
- (3) 工事見積書、委託契約見積書等の写し(見積は2社以上のもの)
- (4) 事業日程計画表
- (5) 店舗改装工事に係る店舗等の所有者の承諾書(様式第3号)
(店舗が賃貸物件の場合に限る。)
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 必要に応じて市長が別に定めるもの
(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 規則第8条第1項の規定による通知は、様式第5号によるものとする。
(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の市長が指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は2割を超える減額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じる事業計画の変更

- 2 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。
(実績報告)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の3月31日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業の事業実績が分かる図面、写真等
- (2) 工事契約書、委託契約書等の写し
- (3) 補助対象経費に関する支払請求に係る証憑書類の写し

(財産処分の承認等)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の市長が別に定める財産は、次に掲げる財産とする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他第2条の交付目的を達成するため処分を制限する必要があるもの

- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は別表の第5欄に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、若しくは移転したことが判明したときは、当該店舗における営業が継続した期間を

5年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額及び規則に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

別表(第4条、第7条、第11条関係)

1 補助事業	2 対象経費	3 補助率	4 限度額	5 交付の制限
<p>予防対策事業 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した店舗づくりを行うことにより安心安全のPRにつながる取組みに限る</p>	<p>工事費・物品購入費等 但し、従業員等のみが使用するスペースにかかる工事費、物品購入費は対象外。</p>	<p>4分の3</p>	<p>500,000円</p>	<p>特別な理由のない限り、事業完了後から5年を経過する日まで継続して店舗を使用して事業を営むものであること。</p>
<p>事業承継事業 ・第三者承継の他、事業承継・引き継ぎを図るため専門機関等への委託</p>	<p>補助事業の実施に際し生じる着手金、手付金その他の初期費用等 但し、成功報酬は対象外。</p>			
<p>事業再編事業 ・コンサルタント、中小企業診断士等により自社の事業を見直し、再構築を図る取組み</p>	<p>委託費 等</p>			
<p>新分野展開事業 ・オンラインサービス導入(EC通販、ホームページの立上げ)、飲食店におけるテイクアウトの新業種の導入等、事業継続に向けた新たな取組み</p>	<p>委託費・物品購入費等</p>			
<p>その他事業 ・その他市長が認める取組み</p>	<p>委託費・物品購入費等</p>			

様式第1号（第5条、第9条関係）

倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

名 称	
代 表 者	
所 在 地	
連 絡 先	

2 補助事業の概要

補助事業の種別	予防対策 ・ 事業承継 ・ 事業再編 ・ 新分野展開 ・ その他
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで

※事業効果は具体的に記入すること。

3 経費区分及び調達方法

事業 区分	経費区分	経費項目	補助対象経費		説明 (積算根拠)
			市	その他	

倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業収支予算（決算）書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
自己資金	円	円	円	円	
その他	円	円	円		
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
初期経費	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

・事業完了（予定）年月日

年 月 日

・他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

*活用がある場合は、活用する補助金名及びその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署団体名及び連絡先）を記載すること。

・消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

*消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

年 月 日

店舗改装の承諾についてのお願い

(所有者)

住 所

氏 名

様

(賃借人)

住 所

氏 名

㊞

私が賃借している下記の店舗について、「倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金」の交付を受けて改装工事を行いたいので、ご承諾ください。

なお、同補助金の交付条件として「改装工事を行った店舗で5年以上事業継続すること」が求められますので、賃貸借に係る期間の継続についてご協力をお願いします。

記

店舗	名 称	
	所在地	

承 諾 書

上記について承諾します。

年 月 日

(所有者)

住 所

氏 名

㊞

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

倉吉市長

誓約書

私はこの度、倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金(以下単に「補助金」という。)の交付申請にあたり、倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金交付要綱第11条に該当した場合の補助金の返還を、ここに約束します。

期限までに補助金の返還ができなかった場合は、補助金の返還後、倉吉市補助金等交付規則第23条に定める延滞金についても納付いたします。

記

補助金交付見込額 _____円

倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金交付要綱第11条

(補助金の返還)

第11条 市長は、事業実施主体が別表の第5欄に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、事業実施主体に対して、当該店舗における営業が継続した期間を5年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額の返還及び規則第23条に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

年 月 日

申請者 住所

氏名

Ⓜ

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

年度倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」といいます。）で申請のあった倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金（以下「補助金」といいます。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので、規則第8条第1項の規程により通知します。

記

1 対象事業

補助事業は、「倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとします。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによります。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、倉吉市経営者チャレンジアップ支援事業費補助金交付要綱（令和3年3月3日付発商第895号生活産業部長決裁。以下「要綱」といいます。）第4条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とします。）のいずれか低い額により行います。

5 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければなりません。